

議案第20号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2区長の部2の項中「医療保険給付関係情報」の次に「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報」を加え、「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報」を加え、同部2の2の項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同部2の3の項及び2の4の項中「地方税関係情報又は」を削り、同部4の項中「（平成26年法律第50号）」を削り、同部16の項中「地方税関係情報」を「生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同部24の項中「障害者関係情報又は地方税関係情報」を「児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」に改め、同部26の項

の次に次のように加える。

26の2 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
26の3 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2 区長の部35の2の項中「、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「又は外国人生活保護関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区民の利便性の向上等を図るため、区長が行う事務において利用することができる特定個人情報の利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正をする必要がある。